

令和8年度 熊本市水防計画 新旧対照表(案)

【別冊2】

No	編	部	章	節	項目	ページ	区分	「新」	「旧」
1	03	水防計画	1	2		4	修正	<p><u>(20) 氾濫発生水位(氾濫開始水位)</u> 洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位(堤防天端高(又は背後地盤高))をいう。市町村長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位である。これまでの「氾濫する可能性のある水位」の名称を変更したものである。</p> <p>以降、番号繰り下げ</p>	【追加】
2	03	水防計画	1	2		4	修正	<p>【削除】</p> <p>以降、番号繰り上げ</p>	<p>20 高潮氾濫危険水位 水防法第13条の3に規定される高潮特別警戒水位のこと。高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。</p>
3	03	水防計画	1	2		4	修正	<p>23 高潮特別警戒水位 水防法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。 都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。</p>	<p>23 高潮特別警戒水位 水防法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。 高潮氾濫危険水位に相当する。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。</p>
4	03	水防計画	1	2		4	修正	<p>28 浸水被害軽減地区 洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。)の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう(第15条の6)</p>	【追加】
5	03	水防計画	1	3	1	5		<p>7 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告(法第15条の3)</p> <p>以降、番号繰り下げ</p>	【追加】
6	03	水防計画	1	3	1	5		<p>8 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告(法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8)</p> <p>以降、番号繰り下げ</p>	【追加】
7	03	水防計画	1	3	1	5		<p>9 予想される水災の危険の周知(法第15条の11)</p> <p>以降、番号繰り下げ</p>	【追加】

令和8年度 熊本市水防計画 新旧対照表(案)

【別冊2】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
8	03	水防計画	1	3	1		5		11 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償(法第19条第2項) 以降、番号繰り下げ	【追加】
9	03	水防計画	1	3	1		5		16 公用負担により損失を受けた者への損失の補償(水防法第28条第3項)	12 公用負担_____ (水防法第28条____)
10	03	水防計画	1	3	2		6	修正	9 洪水予報、高潮予報、水位到達情報、氾濫等又は堤防決壊等の通知の 関係市町村長への通知(水防法第13条の4)	9 洪水予報又は_____水位到達情報_____の通知の 関係市町村長への通知(水防法第13条の2)
11	03	水防計画	1	3	2		6	修正	11 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置(法第15条の10) 以降、番号繰り下げ	【追加】
12	03	水防計画	1	3	2		6	修正	14 氾濫等又は堤防等決壊の通報の通知及び周知(法第24条の2第2 項、法第25条第2項) 以降、番号繰り下げ	【追加】
13	03	水防計画	1	3	2		6	修正	18 水防管理団体に対する水防に関する勸告又は助言(水防法第48条)	17 水防管理団体に対する水防に関する指示又は助言(水防法第48条)
14	03	水防計画	1	3	3		6	修正	【削除】	1 水防管理団体が行う水防への協力(河川法第22条の2)
15	03	水防計画	1	3	3		6	修正	1 洪水予報の発表及び通知(水防法第10条第2項、気象業務法第14条の 2第3項)	2 洪水予報の発表及び通知(水防法第10条第2項、気象業務法第14条の 2第2項)
16	03	水防計画	1	3	3		6	修正	2 高潮予報の発表及び通知(法第11条の3第1項、気象業務法第14条の 2第2項)	【追加】
17	03	水防計画	1	3	3		6	修正	5 洪水予報、高潮予報、水位到達情報、氾濫等又は決壊等の通知の 関係市町村長への通知(水防法第13条の4)	5 洪水予報又は_____水位到達情報_____の通知の 関係市町村長への通知(水防法第13条の4)
18	03	水防計画	1	3	3		6	修正	6 大規模氾濫減災協議会の設置(法第15条の9) 以降、番号繰り下げ	【追加】
19	03	水防計画	1	3	3		6	修正	8 氾濫等の通報の通知及び周知(法第24条の2第2項)	【追加】

令和8年度 熊本市水防計画 新旧対照表（案）

【別冊2】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
20	03	水防計画		1	3	3	6	修正	<u>9</u> 重要河川等における都道府県知事等に対する指示（水防法第31条）	<u>8</u> 重要河川__における都道府県知事等に対する指示（水防法第31条）
21	03	水防計画		1	3		6	新規	<u>第4項 河川管理者の責任</u> <u>1 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）</u> <u>2 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）</u> <u>3 氾濫等の通報（法第24条の2）</u> 以降、項番号繰り下げ	<u>【新規】</u>
22	03	水防計画		1	4		6	新規	<u>第4項 海岸管理者の責任</u>	<u>【新規】</u>
23	03	水防計画		1	4		6	新規	<u>1 氾濫等の通報（第24条の2第2項）</u>	<u>【新規】</u>
24	03	水防計画		1	5		7	修正	水防法 <u>第32条の2第1項</u> の規定により、水防管理団体である市が関係団体の協力を得て、水災に備え水防活動事項の実施について訓練し、その能力の向上を図り、一般住民に対して水防意識の啓発を図るため毎年行なうものとする。	水防法 <u>第35条</u> の規定により、水防管理団体である市が関係団体の協力を得て、水災に備え水防活動事項の実施について訓練し、その能力の向上を図り、一般住民に対して水防意識の啓発を図るため毎年行なうものとする。
25	03	水防計画		1	7		8	修正	4 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため <u>従事者</u> を随時交代させる。	4 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため <u>団員</u> を随時交代させる。
26	03	水防計画		4			11	修正	災害発生のおそれのある時に行う気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報及び注意報並びに水防法に基づく水防警報、白川・緑川・菊池川洪水予報（以下、「予警報等」という。）を関係機関に迅速かつ確実に伝達し、住民に周知徹底させ、適切な防災措置の推進に役立てるものとする。 この計画において特別警報、 <u>危険警報</u> 、警報、注意報、気象情報、津波警報・注意報、地震及び津波に関する情報、噴火警報・予報等、気象業務法及び水防法の規定により定められた河川について、気象庁と国土交通省が共同して行う洪水予報（以下、「指定河川洪水予報」という。）、水防警報____の意義は、次に定めるところによる。	災害発生のおそれのある時に行う気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報及び注意報並びに水防法に基づく水防警報、白川・緑川・菊池川洪水予報、 <u>土砂災害警戒情報</u> （以下、「予警報等」という。）を関係機関に迅速かつ確実に伝達し、住民に周知徹底させ、適切な防災措置の推進に役立てるものとする。 この計画において特別警報、____警報、注意報、気象情報、津波警報・注意報、地震及び津波に関する情報、噴火警報・予報等、気象業務法及び水防法の規定により定められた河川について、気象庁と国土交通省が共同して行う洪水予報（以下、「指定河川洪水予報」という。）、水防警報、 <u>気象業務法及び土砂災害防止法に基づき気象庁と県が共同して行う土砂災害警戒情報</u> の意義は、次に定めるところによる。

令和8年度 熊本市水防計画 新旧対照表（案）

【別冊2】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
27	03	水防計画	4	1			11	修正	雨や強風などの気象現象によって、災害が 発生するおそれがあると予想される場合には「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合には「警報」が、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想される場合には「危険警報」が、 重大な災害が発生するおそれが著しく大きい と予想される場合には「特別警報」が、 現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。	雨や強風などの気象現象によって、災害が 起こるおそれのあるとき には「注意報」が、重大な災害が 起こるおそれのあるとき には「警報」が、 重大な災害が起こるおそれが著しく大きい 場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。
28	03	水防計画	4	1			11	修正	水防活動用注意報及び警報は、指定河川洪水予報、 指定海岸高潮予報 を除き、一般の利用に適合する注意報、警報、 危険警報 及び特別警報をもって代える。なお、水防活動用 の利用に適合する 特別警報は設けられていない。	水防活動用注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報 及び特別警報 をもって代える。なお、水防活動用 特別警報 は設けられていない。
29	03	水防計画	4	1			11	修正	【削除】 【削除】	■(参考)水防活動用注意報、警報について（出展：気象庁ホームページ） (表)【略】
30	03	水防計画	4	1			12	修正	一般の利用に適合する注意報・警報・ 危険警報 ・特別警報	一般の利用に適合する注意報・警報・ 特別警報
31	03	水防計画	4	1			12	修正	水防活動用気象注意報 レベル2 大雨注意報 大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用気象注意報 大雨 注意報 大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
32	03	水防計画	4	1			12	修正	水防活動用気象警報 レベル3 大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用気象警報 【追加】 【追加】
33	03	水防計画	4	1			12	修正	水防活動用気象警報 レベル4 大雨 危険警報 大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき	水防活動用気象警報 大雨 警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

令和8年度 熊本市水防計画 新旧対照表（案）

【別冊2】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
34	03	水防計画	4	1			12	修正	水防活動用気象警報 レベル5大雨特別警報 <u>台風や集中豪雨により大雨災害の起こるおそれが著しく大きい降雨量となる大雨が予想される場合</u>	水防活動用気象警報 大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
35	03	水防計画	4	1			12	修正	水防活動用洪水注意報 <u>【削除】</u> <u>【削除】</u>	水防活動用洪水注意報 洪水注意報 大河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
36	03	水防計画	4	1			12	修正	水防活動用洪水注意報 レベル2大雨注意報 <u>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき</u>	水防活動用洪水注意報 <u>【追加】</u> <u>【追加】</u>
37	03	水防計画	4	1			12	修正	水防活動用洪水注意報 レベル2氾濫注意報 <u>台風や集中豪雨等による河川の氾濫により災害が起こるおそれがあると予想したとき</u>	水防活動用洪水注意報 <u>【追加】</u> <u>【追加】</u>
38	03	水防計画	4	1			12	修正	水防活動用洪水警報 <u>【削除】</u> <u>【削除】</u>	水防活動用洪水警報 洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
39	03	水防計画	4	1			12	修正	水防活動用洪水警報 レベル3大雨警報 <u>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき</u>	水防活動用洪水警報 <u>【追加】</u> <u>【追加】</u>
40	03	水防計画	4	1			12	修正	水防活動用洪水警報 レベル4大雨危険警報 <u>大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき</u>	水防活動用洪水警報 <u>【追加】</u> <u>【追加】</u>


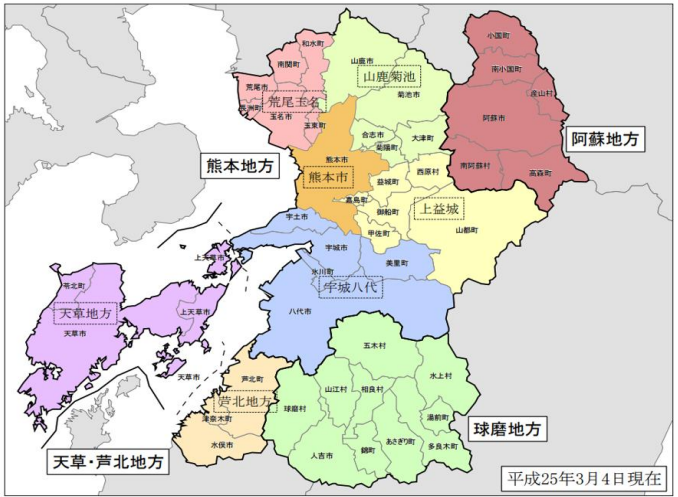
令和8年度 熊本市水防計画 新旧対照表(案)

【別冊2】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
41	03	水防計画	4	1			12	修正	水防活動用洪水警報 <u>レベル5大雨特別警報</u> 台風や集中豪雨により大雨災害の起こるおそれが著しく大きい降雨量となる大雨が予想される場合	水防活動用洪水警報 【追加】 【追加】
42	03	水防計画	4	1			12	修正	水防活動用洪水警報 <u>レベル3氾濫警報</u> 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用洪水警報 【追加】 【追加】
43	03	水防計画	4	1			12	修正	水防活動用洪水警報 <u>レベル4氾濫危険警報</u> 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれと大きいと予想したとき	水防活動用洪水警報 【追加】 【追加】
44	03	水防計画	4	1			12	修正	水防活動用洪水警報 <u>レベル5氾濫特別警報</u> 台風や集中豪雨により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きい場合	水防活動用洪水警報 【追加】 【追加】
45	03	水防計画	4	1			12	修正	水防活動用高潮注意報 <u>レベル2高潮注意報</u> 台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用高潮注意報 _____高潮注意報 台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
46	03	水防計画	4	1			12	修正	水防活動用高潮警報 <u>レベル3高潮警報</u> 台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用高潮警報 _____高潮警報 台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が起るおそれがあると予想したとき
47	03	水防計画	4	1			12	修正	水防活動用高潮警報 <u>レベル4高潮危険警報</u> 台風や低気圧等による海面の異常上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき	水防活動用高潮警報 【追加】 【追加】

令和8年度 熊本市水防計画 新旧対照表 (案)

【別冊2】

No	編	部	章	節	項目	ページ	区分	「新」	「旧」
48	03	水防計画	4	1		12	修正	水防活動用高潮警報 レベル5高潮特別警報 <u>台風や温帯低気圧により高潮による浸水が起こるおそれ著しく大きい場合</u>	水防活動用高潮警報 高潮特別警報 <u>台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想したとき</u>
49	03	水防計画	4	1	1	12	修正	■注意報・警報の地域細分図 熊本地方 宇城八代 <u>八代市西部、八代市東部、宇土市、宇城市、美里町、氷川町</u>	■注意報・警報の地域細分図 熊本地方 宇城八代 宇土市、宇城市、 <u>八代市</u> 、 美里町、氷川町
50	03	水防計画	4	1	1	13	修正	※地図を変更 	

令和8年度 熊本市水防計画 新旧対照表(案)

【別冊2】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
56	03	水防計画	4	3	1		23	修正	<p>■水位到達情報の種類と発表基準 <u>レベル2</u> 氾濫注意情報 基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき</p> <p><u>レベル3</u> 氾濫警戒情報 基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき</p> <p><u>レベル4</u> 氾濫危険情報 基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき</p> <p><u>レベル5</u> 氾濫発生情報 氾濫が発生したとき</p>	<p>■水位到達情報の種類と発表基準 <u> </u> 氾濫注意情報 基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき</p> <p><u> </u> 氾濫警戒情報 基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき</p> <p><u> </u> 氾濫危険情報 基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき</p> <p><u> </u> 氾濫発生情報 氾濫が発生したとき</p>
57	03	水防計画	4	4	2	3	26	修正	<p>3 国土交通大臣が発表する水防警報の対象となる基準観測所</p> <p><u> </u> 待機 <u> </u> 準備 <u> </u> 出動 <u> </u> 警戒 <u> </u> 解除</p>	<p>3 国土交通大臣が発表する水防警報の対象となる基準観測所</p> <p><u> </u> 待機 <u> </u> 準備 <u> </u> 出動 <u> </u> 警戒 <u> </u> 解除 <u>(洪水時)</u> <u>(洪水時)</u> <u>(洪水時)</u> <u>(洪水時)</u> <u>(洪水時)</u></p>
58	03	水防計画	4	4	3	1	27	修正	<p>水防警報発令者(水防区本部長)は、水防警報を<u> </u>したときは、直ちにその警報事項を関係水防管理者へ通知するとともに県水防本部へ通報するものとする。</p>	<p>水防警報発令者(水防区本部長)は、水防警報を<u>発令</u>したときは、直ちにその警報事項を関係水防管理者へ通知するとともに県水防本部へ通報するものとする。</p>
59	03	水防計画	4	4	3	1	27	修正	<p>■県知事が発表する水防警報の種類と発表基準 準備 (内容) 水防に関する情報連絡、水防資<u>器機</u>材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努める<u> </u>とともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</p>	<p>■県知事が発表する水防警報の種類と発表基準 準備 (内容) 水防に関する情報連絡、水防資<u> </u>材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努める<u>もの</u>とともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</p>
60	03	水防計画	4	4	3	1	27	修正	<p>■県知事が発表する水防警報の種類と発表基準 出動 (発表基準) <u>氾濫注意情報</u>等により、または、水位、流量その他河川状況により、<u>氾濫注意水位（警戒水位）を超える</u>おそれがあるとき。</p>	<p>■県知事が発表する水防警報の種類と発表基準 出動 (発表基準) <u>洪水警報</u>等により、または、水位、流量その他河川状況により、<u>はん濫注意水位に達し更に上昇する</u>おそれがあるとき。</p>

令和8年度 熊本市水防計画 新旧対照表(案)

【別冊2】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
61	03	水防計画	4	4	3	1	27	修正	<p>■県知事が発表する水防警報の種類と発表基準 警戒 (内容) 洪水により相当の被害を生じる氾濫のおそれがあり、住民等に避難準備 (高齢者等においては避難の開始)を_____させる必要がある旨を警告する もの。 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等の河川の状態を示しその対応策を指示するもの。</p>	<p>■県知事が発表する水防警報の種類と発表基準 警戒 (内容) 洪水により相当の被害を生じるはん濫のおそれがあり、住民等_____を避難させる必要がある旨を警告する もの。 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要ある旨を警告するとともに、水防活動上必要な越流・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等の河川の状態を示しその対応策を指示するもの。</p>
62	03	水防計画	4	4	3	1	27	修正	<p>■県知事が発表する水防警報の種類と発表基準 警戒 (発表基準) 洪水警報等により、または、避難判断水位_____に達し、更に上昇し、氾濫危険水位に達するおそれがあるとき。</p>	<p>■県知事が発表する水防警報の種類と発表基準 警戒 (発表基準) 洪水警報等により、または、すでははん濫注意水位に達し更に上昇しはん濫する_____おそれがあるとき。</p>
63	03	水防計画	4	4	3	1	28	修正	<p>■県知事が発表する水防警報の種類と発表基準 嚴重警戒 (内容) 洪水により堤防の決壊など重大な災害発生のおそれがあり、住民等を_____避難させる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、嚴重な警戒が必要ある旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等の河川の状態を示しその対応策を指示するもの。</p>	<p>■県知事が発表する水防警報の種類と発表基準 嚴重警戒 (発表基準) 洪水により堤防の決壊など重大な災害発生のおそれがあり、住民等を直ち に避難させる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、_____警戒が必要ある旨を警告するとともに、水防活動上必要な越流・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等の河川の状態を示しその対応策を指示するもの。</p>
64	03	水防計画	4	4	3	1	28	修正	<p>■県知事が発表する水防警報の種類と発表基準 嚴重警戒 (発表基準) 洪水警報等により、又は、氾濫危険水位に達し、更に上昇し、氾濫するおそれがあるとき。</p>	<p>■県知事が発表する水防警報の種類と発表基準 嚴重警戒 (発表基準) 【追加】</p>
65	03	水防計画	4	4	3	1	28	修正	<p>■県知事が発表する水防警報の種類と発表基準 解除 (発表基準) 氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。</p>	<p>■県知事が発表する水防警報の種類と発表基準 解除 (発表基準) はん濫注意水位_____以下に降下したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。</p>

令和8年度 熊本市水防計画 新旧対照表(案)

【別冊2】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
66	03	水防計画	4	4	3	1	28	修正	<p>■県知事が発表する水防警報の種類と発表基準 解除 (発表基準) 氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。</p>	<p>■県知事が発表する水防警報の種類と発表基準 解除 (発表基準) はん濫注意水位_____以下に降下したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。</p>
67	03	水防計画	4	4	3	3	29	修正	<p>3 県知事が発表する水防警報の対象となる量水標の設定水位と条件 【削除】 (表) 【略】</p>	<p>3 県知事が発表する水防警報の対象となる基準観測所_____ ■水防警報対象量水標の設定水位と条件 (表) 【略】</p>
68	03	水防計画	4	4	4	1	30	修正	<p>水防警報_____の種類、内容及び発令基準は、次のとおりである。</p>	<p>水防(水防管理者)の種類、内容及び発令基準は、次のとおりである。</p>
69	03	水防計画	4	4	4	1	31	修正	<p>■津波に関する水防警報の種類と発令基準 (種類) 情報収集 (内容) 水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達予想時刻等を情報収集するもの。 (発令基準) 日本近海において大規模な地震が発生し、津波到来のおそれが否定できないとき</p>	<p>■津波に関する水防警報の種類_____ (種類) 待機(津波) (内容) 水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。 【追加】</p>
70	03	水防計画	4	4	4	1	31	修正	<p>■津波に関する水防警報の種類_____ (種類) 出動_____ (内容) 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 (発令基準) 津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える(時間的な猶予がある)状態のとき</p>	<p>■津波に関する水防警報の種類_____ (種類) 出動(津波) (内容) 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 【追加】</p>
71	03	水防計画	4	4	4	1	31	修正	<p>■津波に関する水防警報の種類_____ (種類) 解除_____ (内容) 水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。 (発令基準) 1) 津波警報等が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき加】</p>	<p>■津波に関する水防警報の種類_____ (種類) 解除(津波) (内容) 水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。 【追加】</p>

令和8年度 熊本市水防計画 新旧対照表 (案)

【別冊2】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
72	03	水防計画		5	2	2	4	39	修正	熊本市に関する気象台発表の注意報（ <u>氾濫・大雨・土砂災害</u> 注意報等）に伴って、自動的に電話回線を利用し職員への参集連絡を行う。	熊本市に関する気象台発表の注意報（ <u>大雨・洪水・高潮</u> 注意報等）に伴って、自動的に電話回線を利用し職員への参集連絡を行う。
73	03	水防計画		5	4			40	修正	市警報局等における放送及びサイレン吹鳴等	市警報局における放送及びサイレン吹鳴等
74	03	水防計画		5	4	2		40	修正	サイレン信号は、水防法第20条の規定に基づく熊本県水防信号規則により、起動を行う。 <u>なお、令和8年度出水期から、氾濫危険水位（※坪井警報局についてはレベル2氾濫注意水位）に達した場合、防災行政無線等からサイレンを自動吹鳴させる。</u>	サイレン信号は、水防法第20条の規定に基づく熊本県水防信号規則により、 <u>市長の指示のもと</u> に起動を行う。
75	03	水防計画		8	1	1		54	修正	水防本部は、次の <u>設置基準</u> のいずれかに該当する場合であって、危機管理監が必要と認めるときに設置する。 <u>なお、危機管理監は、被害状況や今後の気象状況等を鑑み、支障がないと判断した場合は、総員を減じて本部を設置することができる。</u> 【削除】 【削除】 【削除】 【削除】 【削除】	水防本部は、次の <u>各号</u> のいずれかに該当する場合であって、危機管理監が必要と認めるときに設置する。 【追加】 <u>1 熊本地方気象台から大雨、洪水、高潮等に関する注意報又は警報が発表されたとき</u> <u>2 津波予報区（有明海及び八代海をいう）に津波注意報又は津波警報が発表された場合</u> <u>3 水防法第10条（国の機関が行う洪水予報等）第3項の規定に基づき、県知事から洪水又は高潮に関する通知があったとき</u> <u>4 水防法第11条（都道府県知事が行う洪水予報）第1項の規定に基づき、県知事から洪水に関する通知があったとき</u> <u>5 水防法第16条（水防警報）第3項の規定に基づき、県知事から水防警報に関する通知があったとき</u> <u>6 前各号に掲げるもののほか、情報収集などの対応が必要なとき。</u>
76	03	水防計画		8	1	1		54	修正	■熊本市水防本部の設置基準表 注意態勢 （設置基準） レベル2情報収集態勢 ○ <u>氾濫、大雨、土砂災害、大雪</u> 高潮注意報が発表されたとき ○ <u>熊本県に気象解説情報（線状降水帯半日予測）が発表されたとき</u> 【削除】 ○その他、危機管理監が必要と判断したとき 【削除】	■熊本市水防本部の設置基準表 注意態勢 レベル2情報収集態勢 （配備基準） ○ <u>大雨、大雪、洪水、高潮注意報※1</u> が発表されたとき 【追加】 ○ <u>県知事から洪水予報及び水防警報の通知があったとき</u> ○その他、危機管理監が必要と判断したとき ※1 台風接近時等で緊急に対応が必要な場合に限る

令和8年度 熊本市水防計画 新旧対照表 (案)

【別冊2】

No	編	部	章	節	項目	ページ	区分	「新」	「旧」
77	03	水防計画	8	1	1	54	修正	注意態勢 レベル2 情報収集態勢 風水害 (総員) <u>3～6名</u>	注意態勢 レベル2 情報収集態勢 風水害 (総員) <u>3～13名</u>
78	03	水防計画	8	1	1	54	修正	■熊本市水防本部の設置基準表 注意態勢 レベル3 初動準備態勢 (設置基準) ○ <u>氾濫、大雨、土砂災害</u> 、大雪、 <u> </u> 高潮、暴風、暴風雪、波浪警報が 発表されたとき ○ <u>氾濫、大雨、土砂災害注意報が発表されたときかつ熊本県に気象解説情 報(線状降水帯半日前予測)が発表されたとき</u> ○高齢者等避難発令(警戒レベル3)	■熊本市水防本部の設置基準表 注意態勢 レベル3 初動準備態勢 (配備基準) ○ <u> </u> 大雨、 <u> </u> 大雪、 <u>洪水</u> 、高潮、暴風、暴風雪、波浪警報が 発表されたとき 【追加】 ○高齢者等避難発令(警戒レベル3)
79	03	水防計画	8	1	1	54	修正	注意態勢 レベル3 初動準備態勢 風水害 (総員) <u>5.4～5.6名</u>	注意態勢 レベル3 初動準備態勢 風水害 (総員) <u>5.2名</u>
80	03	水防計画	8	1	3	55	修正	別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢(災害警戒レベル2・3) 【レベル2】情報収集態勢 ・ <u>氾濫、大雨、土砂災害、大雪 </u> 高潮 <u> </u> 注意 報のいずれかの発表 ・ <u>熊本県に気象解説情報(線状降水帯半日前予測)が 発表されたとき</u> ・その他、危機管理監が必要と判断する場合※1	別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢(災害警戒レベル2・3) 【レベル2】情報収集態勢 ・ <u> </u> 大雨、 <u> </u> 大雪、 <u>洪水</u> 、高潮※1注意報 【追加】 ・その他、危機管理監が必要と判断する場合※2
81	03	水防計画	8	1	3	55	修正	別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢(災害警戒レベル2・3) 【レベル2】情報収集態勢 総員 <u>3名～6名</u>	別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢(災害警戒レベル2・3) 【レベル2】情報収集態勢 総員 3名～ <u>1.3名</u>

令和8年度 熊本市水防計画 新旧対照表 (案)

【別冊2】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
82	03	水防計画	8	1	3		55	修正	<p>別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル2】情報収集態勢 本部室</p> <p><u>避難情報発令の検討が必要な場合は、管理職2名が参集し、検討を行う</u></p> <p>責任者：危機管理防災部 1名 (増員) 危機管理防災部 1～3名 うち、河川担当者1名</p> <p><u>※注意報（大雪を除く）発表で1名、気象状況※2を踏まえ2名をそれぞれ増員。</u></p> <p>政策局又は総務局 1名 都市建設局 1名 ・注意報発表時のみ参集</p>	<p>別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル2】情報収集態勢 本部室</p> <p><u>【追加】</u></p> <p>責任者：危機管理防災部 1名 <u>【追加】</u></p> <p><u>【追加】</u></p> <p>政策局又は総務局 1名 都市建設局 1名 ・注意報発表時のみ参集</p>
83	03	水防計画	8	1	3		55	修正	<p>別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル2】情報収集態勢 <u>【削除】</u></p>	<p>別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル2】情報収集態勢 <u>区水防部</u></p> <p><u>強い降雨等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想され、警戒レベル3を発令する場合</u></p> <p><u>《情報対応班》</u> 中央区 2 東区 2 西区 2 南区 2 北区 2 小計 10名</p>

令和8年度 熊本市水防計画 新旧対照表(案)

【別冊2】

No	編	部	章	節	項目	ページ	区分	「新」	「旧」
84	03	水防計画	8	1	3	55	修正	別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル2】情報収集態勢 【削除】 【削除】 ※1 気象警報等が発表されない状態で、各局独自に職員を配備する場合など、危機管理監の判断により設置し、各局と情報を共有し対応する。 ※2 危機管理防災部の気象状況による増員は、危機管理防災部管理職が、防災気象情報等を踏まえて判断する。	別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル2】情報収集態勢 被害状況次第で、気象警報等解除後も、避難指示等を継続する場合もある。その場合には、避難指示等が発表されている区のみ態勢を取ることとする ※1 高潮注意報は、台風接近時等で緊急に対応が必要な場合に限る。 ※2 気象警報等が発表されない状態で、各局独自に職員を配備する場合など、危機管理監の判断により設置し、各局と情報を共有し対応する。 【追加】
85	03	水防計画	8	1	3	55	修正	別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル3】初動準備態勢 ・氾濫、大雨、土砂災害、大雪、高潮、暴風、暴風雪、波浪警報いずれかの発表 ・高齢者等避難発令 ・氾濫、大雨、土砂災害注意報が発表されたときかつ熊本県に気象解説情報(線状降水帯半日前予測)が発表されたとき 【略】	別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル3】初動準備態勢 ・大雨、大雪、洪水、高潮、暴風、暴風雪、波浪警報いずれかの発表 ・高齢者等避難発令 【追加】 【略】
86	03	水防計画	8	1	3	55	修正	別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル3】初動準備態勢 5.2～5.6名	別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル3】初動準備態勢 5.2名

令和8年度 熊本市水防計画 新旧対照表(案)

【別冊2】

No	編	部	章	節	項目	ページ	区分	「新」	「旧」
87	03	水防計画	8	1	3	55	修正	<p>別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル3】初動準備態勢 本部室 <u>15名</u></p> <p>責任者：危機管理防災部管理職 1名 報道担当：危機管理防災部管理職 <u>1名</u></p> <p>※避難情報発令時又は検討が必要な場合等に管理職2名を配置</p> <p>《管理班》 危機管理防災部（班長） 1 ※管理職不在の場合は責任者を兼任 危機管理防災部（河川担当者） <u>1</u> 危機管理防災部 <u>2</u> 小計 <u>4名</u></p> <p>《情報班》 【略】</p>	<p>別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル3】初動準備態勢 本部室 <u>11名</u></p> <p>責任者：危機管理防災部 _____ 1名 【追加】</p> <p>【追加】</p> <p>《管理班》 危機管理防災部（班長） 1 【追加】 【追加】 【追加】</p> <p>小計 <u>1名</u></p> <p>《情報班》 【略】</p>
88	03	水防計画	8	1	3	55	修正	<p>別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル3】初動準備態勢</p> <p>※<u>本部長の判断で</u>、以下の場合は、各対策部の一部を除き、<u>人員を減員</u>することができる。 ・高潮又は波浪警報のみ発令 ・警報の発表がなく高齢者等避難発令のみ</p> <p>・<u>夜間に避難情報を発令する見込みがある場合や、気象警報等解除後も被害状況により避難情報発令を継続する場合は、本部室管理班及び避難指示等が発令されている区水防部（情報対応班）のみ態勢を検討。</u></p> <p>○各区水防部・上下水道水防部・農水水防部 電話対応、情報入力、情報集計、本部連絡、状況調査・現場監視の各担当者及び実動班※の担当者を配置する（兼任可） ※実動班は、各区水防部と上下水道水防部、農水水防部に配置</p>	<p>別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル3】初動準備態勢</p> <p>※ _____ 以下の場合は、各対策部の一部を除く _____ ことができる。 ・高潮又は波浪警報のみ発令 ・警報の発表がなく高齢者等避難発令のみ</p> <p>【追加】</p> <p>○各区水防部・上下水道水防部・農水水防部 電話対応、情報入力、情報集計、本部連絡、状況調査・現場監視の各担当者及び実動班※の担当者を配置する（兼任可） ※実動班は、各区水防部と上下水道水防部、農水水防部に配置</p>

令和8年度 熊本市水防計画 新旧対照表(案)

【別冊2】

No	編	部	章	節	項目	ページ	区分	「新」	「旧」
89	03	水防計画	8	1	5	57	修正	<p>(水防本部) 責任者 ○態勢における全ての権限を担う。 ○現在の各班及び水防部の活動・災害応急対策等及び態勢等の状況を把握し、必要に応じ初期応急対策及び新たな態勢への変更を<u>検討</u>する。 ○<u>今後の気象情報等を踏まえ、避難情報の発令や避難場所・避難所の開設が必要と判断した場合は、本部長及び副本部長に進言し、市長への具申を依頼する。</u> ○災害情報トリアージについての全ての情報を確認し、トリアージ区分の最終決定を行う。 ○出動職員の把握を行う。 ○気象予報、災害状況等により、「小島河川防災センター」及び「白川地域防災センター(わくわくランド)」へ職員を配置する。</p>	<p>(水防本部) 責任者 ○態勢における全ての権限を担う。 ○現在の各班及び水防部の活動・災害応急対策等及び態勢等の状況を把握し、必要に応じ初期応急対策及び新たな態勢への変更を<u>協議</u>する。 【追加】 ○災害情報トリアージについての全ての情報を確認し、トリアージ区分の最終決定を行う。 ○出動職員の把握を行う。 ○気象予報、災害状況等により、「小島河川防災センター」及び「白川地域防災センター(わくわくランド)」へ職員を配置する。</p>
90	03	水防計画	8	1	5	57	修正	<p>(水防本部) <u>報道担当</u> ○<u>報道機関等に公表する避難情報、被害情報等に係る報道資料の最終確認を行う。</u> ○<u>避難情報発令の発信内容及び発信状況の最終確認を行う。</u> ○<u>報道機関からの取材に対応する。</u></p>	<p>(水防本部) 【追加】</p>
91	03	水防計画	8	1	5	57	修正	<p>(水防本部) 管理班 ○被害情報の把握 【略】 ○報道機関に関する説明及び整理を行う。 ○<u>被害状況や防災気象情報等を踏まえ、配備態勢の変更、避難情報の発令及び避難場所・避難所の開設等の検討資料を整理し、責任者に報告する。</u> ○関係機関・関係者への説明資料を作成する。 ○国・県への連絡・協議を行う。 《河川担当者》 ○<u>河川に関する情報の監視を行うとともに、避難指示等の発令に備え、必要に応じて事前に班長と避難指示等の対象区域等の検討を行う。</u> ○<u>河川の水位がサイレン吹鳴基準(レベル4 氾濫危険水位。※なお、坪井警報局についてはレベル2 氾濫注意水位)に到達した場合には、防災行政無線等を通じてサイレンを自動吹鳴する仕組みとなっている。河川担当者は当該システムが意図どおり作動したか確認するとともに、サイレン吹鳴後は、その状況を速やかに責任者に報告する。</u></p>	<p>(水防本部) 管理班 ○被害情報の把握 【略】 ○報道機関に関する説明及び整理を行う。 【追加】 ○関係機関・関係者への説明資料を作成する。 ○国・県への連絡・協議を行う。 【追加】</p>

令和8年度 熊本市水防計画 新旧対照表 (案)

【別冊2】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
92	03	水防計画	8	1	6	1	59	修正	準備（配備基準） ○河川の水位が <u>氾</u> 濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測される時	準備（配備基準） ○河川の水位が <u>はん</u> 濫注意水位 _____ に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測される時
93	03	水防計画	-	8	1	6	2	修正	※最新版に更新	熊本市消防団組織
94	03	水防計画	-	8	1	6	3	修正	※最新版に更新	熊本市消防団協力事業所
95	03	水防計画	8	3			65	修正	水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、【資料6】のとおりである。	水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して、 <u>も</u> 最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、【資料6】のとおりである。
96	03	水防計画	8				65	新規	<u>第4節 緊急通行</u> <u>1 水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。</u> <u>2 市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。</u> 以降、節番号繰り下げ	<u>【新規】</u>
97	03	水防計画	8	5			65	修正	<u>第6節 避難のための立ち退き又は緊急に安全を確保すべき対応</u> 1 洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、市は、必要と認める区域の居住者、 <u>滞在者その他の者</u> に対し、避難のため立ち退くべきこと <u>又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。</u> この場合、警察署長にその旨を通知するものとする。 2 市は、避難のための立ち退き <u>又は緊急に安全を確保 すべき対応</u> を指示した場合は、その状況を県央広域本部（熊本土木事務所）に速やかに報告するものとする。	<u>第5節 避難のための立ち退き _____</u> 1 洪水、津波又は高潮 _____ により著しい危険が切迫していると認められるときは、市は、必要と認める区域の居住者 _____ に対し、避難のため立ち退くべきこと _____ を指示することができる。 この場合、警察署長にその旨を通知するものとする。 2 市は、避難のための立ち退き _____ _____ を指示した場合は、その状況を県央広域本部（熊本土木事務所）に速やかに報告するものとする。

令和8年度 熊本市水防計画 新旧対照表 (案)

【別冊2】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
98	03	水防計画		8	6		66	修正	第7節 氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置	第6節 氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置
99	03	水防計画		8	6		66	新規	<p>第1項 氾濫等の通報 河川管理者が、その管理する河川について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を県知事その他関係者に通報するものとする。氾濫等の通報を行う河川名、区域等(例外的な対応含む)は以下の通り。 通報を受けた知事(当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあっては、国土交通大臣)は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者、及び量水標管理者及び市町村長並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。 なお、河川管理者等は、従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握している情報を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときにのみ通報義務が課されている。そのため、現状の施設状況の把握手段を基本とし、巡視体制を増強することや新たに水位計や河川等監視カメラを設置することなどの追加的な措置の責務まで求められるものではない。即ち、河川管理者等は「河川等の管理事務の一環として把握した情報を通報する」という責務を負うにとどまり、河川法等の公物管理法の改正があった訳ではないので、公物管理に関する役割は変化がない。従って、公物管理者としての管理事務が適切に実施されていたにも関わらず、氾濫を発見できなかったのであれば、それが直ちに「通報義務を果たしていない」となるものではない。 なお、県が管理する水位周知河川についても、確認・計測情報を基に通報の対象とし、氾濫発生等の情報を取り扱う。対象市町村と協議の上、必要に応じて随時見直しを行うことから、令和8年度は暫定的に運用を行う。(通知)」に基づき、水位周知河川について氾濫発生等の情報を取り扱う。</p>	<p>【新規】</p>

令和8年度 熊本市水防計画 新旧対照表(案)

【別冊2】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
100	03	水防計画	8	6				修正	<p>第2項 決壊・漏水等の通報 【略】</p> <p>水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。</p> <p>なお、河川管理者等の氾濫等の通報を受けた都道府県知事又は国土交通大臣による通知に基づき、水防管理者又は市町村長による緊急安全確保の指示があった場合は、水防管理者、水防団、消防機関又は水防協力団体は直ちに待避を行い、安全な場所で監視カメラ等により堤防、ダムその他の施設が決壊又は越水・溢水を確認できた場合のみ通報を行う。</p> <p>通報を受けた知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。</p>	<p>第1項 決壊・漏水等の通報 【略】</p> <p>通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市長に避難指示等の発令に資する事象として情報提供するものとする。</p> <hr/> <p>特に、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた 【略】</p>
101	03	水防計画	8	6			66	新規	<p>第3項 氾濫・決壊・漏水等の通報の内容等 (1)(2)の氾濫・決壊・漏水等の通報について、その内容（基準、対象施設・区域、発表形式、伝達経路及び手段等）が決定した場合、本計画において定めることとする。</p>	【新規】
101	03	水防計画	8	6			66	新規	【削除】	第4項 決壊・漏水等の通報系統
102	03	水防計画	6	6		2	66	修正	<p>第4項 決壊等後の措置 【略】</p>	<p>第3項 決壊等後の措置 【略】</p>
103	03	水防計画	8	7	1	1	67	修正	<p>水防本部長又は、災害警戒本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防本部又は、災害警戒本部を廃止し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。</p>	<p>水防本部長又は、災害警戒本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったとみとめたときは、水防本部又は、災害警戒本部を廃止し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。</p>

令和8年度 熊本市水防計画 新旧対照表(案)

【別冊2】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
104	03	水防計画	10	6			73	修正	<p>協定一覧表【略】 <u>また、水防管理者より水防活動の委任を受けた民間事業者等は以下の水防活動委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。</u> (例)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>水防活動委任証</p> <p>名称 ○○ 株式会社 住所 熊本県熊本市○○区○○</p> <p>上記の者は、水防活動の委任を受けた者であり、水防法第19条第1項の規定により緊急通行及び水防法第28条第2項の規定により公用負担を行うことができる者であることを証する。</p> <p>年 月 日</p> <p>水防管理者 氏名</p> </div> <p>(裏面の記載) (1) 本証は水防管理者から水防活動の委任を受けた者であることの身分証明書である。 (2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。 (3) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。</p>	<p>協定一覧表【略】 <u>【追加】</u></p>
105	03	水防計画	11	2	1		81	修正	<p>【略】 ア 【略】 イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用 ウ 【略】 エ 【略】 オ 【略】</p> <p><u>また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記アからオ（イにおける収用を除く。）の権限を行使することができる。</u></p>	<p>【略】 ア 【略】 イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用 ウ 【略】 エ 【略】 オ 【略】</p> <p><u>【追加】</u></p>
106	03	水防計画	11	2	2		81	修正	<p>公用負担を命ずる権限を行使する者は、【略】 これを提示しなければならない。 <u>なお、水防管理者から委任を受けた民間事業者等にあつては、水防活動委任証（「第10章第7節 民間企業等との連携」を参照）をもって公用負担権限委任証に代えることとする。</u></p>	<p>公用負担を命ずる権限を行使する者は、【略】 これを提示しなければならない。 <u>【追加】</u></p>

令和8年度 熊本市水防計画 新旧対照表 (案)

【別冊2】

No	編	部	章	節	項目	ページ	区分	「新」	「旧」																																																																																																												
107	03	水防計画	11	2	4	82	修正	市は、水防法第28条の規定により、公用負担の権限を行使した場合は、	市は、水防法第21条の規定により、公用負担の権限を行使した場合は、																																																																																																												
108	03	水防計画	12	2		84	修正	<p>※報告書の差し替え</p> <p>【Ⅲ-12】水防活動実施状況報告書(第1号様式)〔本編「第11章」関係〕</p> <p>第1号様式</p> <p style="text-align: center;">水防活動実施状況報告書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>報告年月日</td> <td>令和 年 月 日</td> <td colspan="2">作成責任者</td> </tr> <tr> <td>水防実施の 位置又は 案 内 名</td> <td></td> <td>管理団体名</td> <td>指定・非 指定の別</td> </tr> <tr> <td>出水の概況</td> <td></td> <td>区 分</td> <td>管理団体分</td> </tr> <tr> <td>水防実施 の 場 所</td> <td></td> <td>平 山</td> <td>河 川</td> </tr> <tr> <td>実施日時</td> <td>自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分</td> <td>河 川</td> <td>河 川</td> </tr> <tr> <td>実施人員</td> <td>水防団員 消防団員 その他 計</td> <td>河 川</td> <td>河 川</td> </tr> <tr> <td>水防活動の 概況及び 工法・延長</td> <td></td> <td>河 川</td> <td>河 川</td> </tr> <tr> <td>水防の 結果</td> <td>堤防 田圃 家屋 鉄道 道路 その他</td> <td>河 川</td> <td>河 川</td> </tr> <tr> <td>被害 被害額</td> <td>円 円 円 円 円 円</td> <td>河 川</td> <td>河 川</td> </tr> <tr> <td>他団体より の応援状況</td> <td></td> <td>河 川</td> <td>河 川</td> </tr> <tr> <td>居住者 出動状況</td> <td></td> <td>河 川</td> <td>河 川</td> </tr> <tr> <td>警察の 応援状況</td> <td></td> <td>河 川</td> <td>河 川</td> </tr> <tr> <td>現地指導員 の職・氏名</td> <td></td> <td>河 川</td> <td>河 川</td> </tr> <tr> <td>水防関係 者の死傷</td> <td></td> <td>河 川</td> <td>河 川</td> </tr> </table>	報告年月日	令和 年 月 日	作成責任者		水防実施の 位置又は 案 内 名		管理団体名	指定・非 指定の別	出水の概況		区 分	管理団体分	水防実施 の 場 所		平 山	河 川	実施日時	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分	河 川	河 川	実施人員	水防団員 消防団員 その他 計	河 川	河 川	水防活動の 概況及び 工法・延長		河 川	河 川	水防の 結果	堤防 田圃 家屋 鉄道 道路 その他	河 川	河 川	被害 被害額	円 円 円 円 円 円	河 川	河 川	他団体より の応援状況		河 川	河 川	居住者 出動状況		河 川	河 川	警察の 応援状況		河 川	河 川	現地指導員 の職・氏名		河 川	河 川	水防関係 者の死傷		河 川	河 川	<p>■水防実施状況報告書 (管理団体で水防箇所ごとに作成するもの) (作成責任者) 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>管理団体名</td> <td>指定・非指定の別</td> <td>報告年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>水防実施時の台帳名(案内名)</td> <td></td> <td>管理団体分</td> <td>区分</td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td>右岸 左岸</td> <td>河 川</td> <td>河 川</td> </tr> <tr> <td>日 時</td> <td>自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分</td> <td>河 川</td> <td>河 川</td> </tr> <tr> <td>出動人員数</td> <td>水防団員 消防団員 その他 合計</td> <td>河 川</td> <td>河 川</td> </tr> <tr> <td>水防活動の 概況および 工 法</td> <td>出水位 はん雲注意水位 備 考</td> <td>河 川</td> <td>河 川</td> </tr> <tr> <td>水防 の結果</td> <td>堤防 田圃 家屋 鉄道 道路 人口</td> <td>河 川</td> <td>河 川</td> </tr> <tr> <td>被害 被害額</td> <td>円 円 円 円 円 円</td> <td>河 川</td> <td>河 川</td> </tr> <tr> <td>他団体より の応援状況</td> <td></td> <td>河 川</td> <td>河 川</td> </tr> <tr> <td>居住者出動 状況</td> <td></td> <td>河 川</td> <td>河 川</td> </tr> <tr> <td>警察の補助 状況</td> <td></td> <td>河 川</td> <td>河 川</td> </tr> <tr> <td>現地指導者 の職・氏名</td> <td></td> <td>河 川</td> <td>河 川</td> </tr> <tr> <td>水防関係者 の死傷</td> <td></td> <td>河 川</td> <td>河 川</td> </tr> </table>	管理団体名	指定・非指定の別	報告年月日	平成 年 月 日	水防実施時の台帳名(案内名)		管理団体分	区分	場 所	右岸 左岸	河 川	河 川	日 時	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分	河 川	河 川	出動人員数	水防団員 消防団員 その他 合計	河 川	河 川	水防活動の 概況および 工 法	出水位 はん雲注意水位 備 考	河 川	河 川	水防 の結果	堤防 田圃 家屋 鉄道 道路 人口	河 川	河 川	被害 被害額	円 円 円 円 円 円	河 川	河 川	他団体より の応援状況		河 川	河 川	居住者出動 状況		河 川	河 川	警察の補助 状況		河 川	河 川	現地指導者 の職・氏名		河 川	河 川	水防関係者 の死傷		河 川	河 川
報告年月日	令和 年 月 日	作成責任者																																																																																																																			
水防実施の 位置又は 案 内 名		管理団体名	指定・非 指定の別																																																																																																																		
出水の概況		区 分	管理団体分																																																																																																																		
水防実施 の 場 所		平 山	河 川																																																																																																																		
実施日時	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分	河 川	河 川																																																																																																																		
実施人員	水防団員 消防団員 その他 計	河 川	河 川																																																																																																																		
水防活動の 概況及び 工法・延長		河 川	河 川																																																																																																																		
水防の 結果	堤防 田圃 家屋 鉄道 道路 その他	河 川	河 川																																																																																																																		
被害 被害額	円 円 円 円 円 円	河 川	河 川																																																																																																																		
他団体より の応援状況		河 川	河 川																																																																																																																		
居住者 出動状況		河 川	河 川																																																																																																																		
警察の 応援状況		河 川	河 川																																																																																																																		
現地指導員 の職・氏名		河 川	河 川																																																																																																																		
水防関係 者の死傷		河 川	河 川																																																																																																																		
管理団体名	指定・非指定の別	報告年月日	平成 年 月 日																																																																																																																		
水防実施時の台帳名(案内名)		管理団体分	区分																																																																																																																		
場 所	右岸 左岸	河 川	河 川																																																																																																																		
日 時	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分	河 川	河 川																																																																																																																		
出動人員数	水防団員 消防団員 その他 合計	河 川	河 川																																																																																																																		
水防活動の 概況および 工 法	出水位 はん雲注意水位 備 考	河 川	河 川																																																																																																																		
水防 の結果	堤防 田圃 家屋 鉄道 道路 人口	河 川	河 川																																																																																																																		
被害 被害額	円 円 円 円 円 円	河 川	河 川																																																																																																																		
他団体より の応援状況		河 川	河 川																																																																																																																		
居住者出動 状況		河 川	河 川																																																																																																																		
警察の補助 状況		河 川	河 川																																																																																																																		
現地指導者 の職・氏名		河 川	河 川																																																																																																																		
水防関係者 の死傷		河 川	河 川																																																																																																																		
109	03	水防計画	13	1		85	修正	第1節 洪水、 <u>内水</u> 、高潮対応	第1節 洪水、 <u> </u> 高潮対応																																																																																																												

令和8年度 熊本市水防計画 新旧対照表(案)

【別冊2】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」																																																																																																																
114	03	水防計画		13	2	1	88	修正	<p>第1項 津波災害警戒区域の指定状況 津波防災地域づくりに関する法律」に則り、【略】 図書を送付することとする。 <u>現在、本市に係る津波災害警戒区域の指定の区域及び基準水位の公示状況は、以下のとおりである。</u> <u>令和7年8月8日：熊本県告示第600号</u></p>	<p>第1項 津波災害警戒区域の指定 津波防災地域づくりに関する法律」に則り、【略】 図書を送付することとする。 <u>【追加】</u></p>																																																																																																																
115	03	水防計画		13	2	3	88	修正	<p>現在、本市では、熊本県が令和7年8月に公表した基準水位（津波浸水想定 の水位に津波が建物に当たった際のせり上がり を考慮して算出した水位） を基に、令和8年2月に 「津波ハザードマップ」を作成し、市内全戸に配布している。 また、津波ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載 し、住民、滞在者その他の者が避難を中心とした津波防災対策を進めるた めの情報を提供している。</p>	<p>現在、本市では平成25年3月に熊本県が作成した津波浸水想定区域図 （最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の 区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものを）を基に、平成26年2月 に「津波ハザードマップ」を作成し、市内全戸に配布している。 また、津波ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載 し、住民、滞在者その他の者が避難を中心とした津波防災対策を進めるた めの情報を提供している。</p>																																																																																																																
116	04	水防計画 【資料編】	-	1	1		1	修正	※最新版に更新	水防法																																																																																																																
117	04	水防計画 【資料編】	-	1	3		31	修正	※最新版に更新	水防本部業務細則																																																																																																																
118	04	水防計画 【資料編】	-	2	4		65	修正	<p>⑤重要水防区間一覧表【水門の部】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所管</th> <th>名称</th> <th>河川名 海岸名</th> <th>地先名</th> <th>管理者</th> <th>危険状況</th> <th>水防工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本</td> <td>除川水門</td> <td>除川</td> <td>熊本市南区魚口町</td> <td>県央広域本部農林部</td> <td>浸水</td> <td></td> </tr> <tr> <td>熊本</td> <td>千間江湖水門</td> <td>千間江湖</td> <td>熊本市南区海路口町</td> <td>県央広域本部土木部</td> <td>浸水</td> <td></td> </tr> <tr> <td>熊本</td> <td>碓江堰</td> <td>浜戸川</td> <td>熊本市南区富合町</td> <td>熊本平野南部土地改良区</td> <td>浸水</td> <td>積み土のう工</td> </tr> <tr> <td>熊本</td> <td>杉島堰</td> <td>緑川</td> <td>熊本市南区富合町</td> <td>熊本平野南部土地改良区</td> <td>浸水</td> <td>積み土のう工</td> </tr> <tr> <td>熊本</td> <td>丹生宮堰</td> <td>緑川</td> <td>熊本市南区城南町</td> <td>熊本平野南部土地改良区</td> <td>浸水</td> <td>積み土のう工</td> </tr> <tr> <td>熊本</td> <td>築地堰</td> <td>緑川</td> <td>熊本市南区城南町</td> <td>熊本平野南部土地改良区</td> <td>浸水</td> <td>積み土のう工</td> </tr> <tr> <td colspan="3">熊本土木事務所 計</td> <td colspan="2">6箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所管	名称	河川名 海岸名	地先名	管理者	危険状況	水防工法	熊本	除川水門	除川	熊本市南区魚口町	県央広域本部農林部	浸水		熊本	千間江湖水門	千間江湖	熊本市南区海路口町	県央広域本部土木部	浸水		熊本	碓江堰	浜戸川	熊本市南区富合町	熊本平野南部土地改良区	浸水	積み土のう工	熊本	杉島堰	緑川	熊本市南区富合町	熊本平野南部土地改良区	浸水	積み土のう工	熊本	丹生宮堰	緑川	熊本市南区城南町	熊本平野南部土地改良区	浸水	積み土のう工	熊本	築地堰	緑川	熊本市南区城南町	熊本平野南部土地改良区	浸水	積み土のう工	熊本土木事務所 計			6箇所				<p>⑤重要水防区間一覧表【水門の部】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所管</th> <th>名称</th> <th>河川名 海岸名</th> <th>地先名</th> <th>管理者</th> <th>危険状況</th> <th>水防工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本</td> <td>除川水門</td> <td>除川</td> <td>熊本市南区魚口町</td> <td>熊本農政事務所</td> <td>浸水</td> <td></td> </tr> <tr> <td>熊本</td> <td>千間江湖水門</td> <td>千間江湖</td> <td>熊本市南区海路口町</td> <td>熊本土木事務所</td> <td>浸水</td> <td></td> </tr> <tr> <td>熊本</td> <td>碓江堰</td> <td>浜戸川</td> <td>熊本市南区富合町</td> <td>宇土八水土地改良区</td> <td>浸水</td> <td>積み土のう工</td> </tr> <tr> <td>熊本</td> <td>杉島堰</td> <td>緑川</td> <td>熊本市南区富合町</td> <td>宇土八水土地改良区</td> <td>浸水</td> <td>積み土のう工</td> </tr> <tr> <td>熊本</td> <td>丹生宮堰</td> <td>緑川</td> <td>熊本市南区城南町</td> <td>宇土八水土地改良区</td> <td>浸水</td> <td>積み土のう工</td> </tr> <tr> <td>熊本</td> <td>築地堰</td> <td>緑川</td> <td>熊本市南区城南町</td> <td>宇土八水土地改良区</td> <td>浸水</td> <td>積み土のう工</td> </tr> <tr> <td colspan="3">熊本土木事務所 計</td> <td colspan="2">6箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所管	名称	河川名 海岸名	地先名	管理者	危険状況	水防工法	熊本	除川水門	除川	熊本市南区魚口町	熊本農政事務所	浸水		熊本	千間江湖水門	千間江湖	熊本市南区海路口町	熊本土木事務所	浸水		熊本	碓江堰	浜戸川	熊本市南区富合町	宇土八水土地改良区	浸水	積み土のう工	熊本	杉島堰	緑川	熊本市南区富合町	宇土八水土地改良区	浸水	積み土のう工	熊本	丹生宮堰	緑川	熊本市南区城南町	宇土八水土地改良区	浸水	積み土のう工	熊本	築地堰	緑川	熊本市南区城南町	宇土八水土地改良区	浸水	積み土のう工	熊本土木事務所 計			6箇所			
所管	名称	河川名 海岸名	地先名	管理者	危険状況	水防工法																																																																																																																				
熊本	除川水門	除川	熊本市南区魚口町	県央広域本部農林部	浸水																																																																																																																					
熊本	千間江湖水門	千間江湖	熊本市南区海路口町	県央広域本部土木部	浸水																																																																																																																					
熊本	碓江堰	浜戸川	熊本市南区富合町	熊本平野南部土地改良区	浸水	積み土のう工																																																																																																																				
熊本	杉島堰	緑川	熊本市南区富合町	熊本平野南部土地改良区	浸水	積み土のう工																																																																																																																				
熊本	丹生宮堰	緑川	熊本市南区城南町	熊本平野南部土地改良区	浸水	積み土のう工																																																																																																																				
熊本	築地堰	緑川	熊本市南区城南町	熊本平野南部土地改良区	浸水	積み土のう工																																																																																																																				
熊本土木事務所 計			6箇所																																																																																																																							
所管	名称	河川名 海岸名	地先名	管理者	危険状況	水防工法																																																																																																																				
熊本	除川水門	除川	熊本市南区魚口町	熊本農政事務所	浸水																																																																																																																					
熊本	千間江湖水門	千間江湖	熊本市南区海路口町	熊本土木事務所	浸水																																																																																																																					
熊本	碓江堰	浜戸川	熊本市南区富合町	宇土八水土地改良区	浸水	積み土のう工																																																																																																																				
熊本	杉島堰	緑川	熊本市南区富合町	宇土八水土地改良区	浸水	積み土のう工																																																																																																																				
熊本	丹生宮堰	緑川	熊本市南区城南町	宇土八水土地改良区	浸水	積み土のう工																																																																																																																				
熊本	築地堰	緑川	熊本市南区城南町	宇土八水土地改良区	浸水	積み土のう工																																																																																																																				
熊本土木事務所 計			6箇所																																																																																																																							

令和8年度 熊本市水防計画 新旧対照表 (案)

【別冊2】

No	編	部	章	節	項目	ページ	区分	「新」	「旧」																																																																																																																																																																																																												
119	04 水防計画 【資料編】	-	-	-	-	65	修正	<p>⑥重要水防施設一覧表【ダム・水門堰の部】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>河川名</th> <th>地名</th> <th>所管 振興局</th> <th>管理者</th> <th>操作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加勢川水門</td> <td>加勢川</td> <td>熊本市南区元三町4丁目</td> <td>熊本</td> <td>国文省熊本河川国道事務所</td> <td>緑川逆流閉塞</td> </tr> <tr> <td>新加勢川水門</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>気象注意報で解放(野田塚)</td> </tr> <tr> <td>中瀬田水門</td> <td>〃</td> <td>熊本市南区中瀬田</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>緑川逆水入給緑川側堰と同時に閉塞</td> </tr> <tr> <td>六間堰</td> <td>〃</td> <td>熊本市南区美登里町</td> <td>〃</td> <td>熊本市西岸土地改良区</td> <td>気象注意報で解放</td> </tr> <tr> <td>松の木堰</td> <td>天明新川</td> <td>熊本市南区美吉岡町</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>三本松堰</td> <td>白川</td> <td>熊本市南区上ノ郷1丁目</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>JR鹿児島本線白川橋上流</td> </tr> <tr> <td>十八口堰</td> <td>〃</td> <td>熊本市南区薄曇2丁目</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>気象注意報で解放</td> </tr> <tr> <td>渡鹿堰</td> <td>〃</td> <td>熊本市中央区渡鹿6丁目</td> <td>〃</td> <td>渡鹿橋土地改良区</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>石渡堰</td> <td>呼井川</td> <td>熊本市西区二本木1丁目</td> <td>〃</td> <td>石渡橋橋土地改良区</td> <td>自動転倒</td> </tr> <tr> <td>杉島堰</td> <td>緑川</td> <td>熊本市南区富合町</td> <td>〃</td> <td>熊本平野南部土地改良区</td> <td>水位30cm上昇につき自動閉塞</td> </tr> <tr> <td>桜江堰</td> <td>浜戸川</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>気象注意報で解放、JR鹿児島本線浜戸川橋上流</td> </tr> <tr> <td>築地堰</td> <td>緑川</td> <td>熊本市南区城南町</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>丹生宮堰</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>丹生宮堰閉塞</td> </tr> <tr> <td>島田堰</td> <td>浜戸川</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>自動転倒</td> </tr> <tr> <td>木原・六田統合堰</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>木原・六田統合管理組合</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>15箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	河川名	地名	所管 振興局	管理者	操作	加勢川水門	加勢川	熊本市南区元三町4丁目	熊本	国文省熊本河川国道事務所	緑川逆流閉塞	新加勢川水門	〃	〃	〃	〃	気象注意報で解放(野田塚)	中瀬田水門	〃	熊本市南区中瀬田	〃	〃	緑川逆水入給緑川側堰と同時に閉塞	六間堰	〃	熊本市南区美登里町	〃	熊本市西岸土地改良区	気象注意報で解放	松の木堰	天明新川	熊本市南区美吉岡町	〃	〃	〃	三本松堰	白川	熊本市南区上ノ郷1丁目	〃	〃	JR鹿児島本線白川橋上流	十八口堰	〃	熊本市南区薄曇2丁目	〃	〃	気象注意報で解放	渡鹿堰	〃	熊本市中央区渡鹿6丁目	〃	渡鹿橋土地改良区	〃	石渡堰	呼井川	熊本市西区二本木1丁目	〃	石渡橋橋土地改良区	自動転倒	杉島堰	緑川	熊本市南区富合町	〃	熊本平野南部土地改良区	水位30cm上昇につき自動閉塞	桜江堰	浜戸川	〃	〃	〃	気象注意報で解放、JR鹿児島本線浜戸川橋上流	築地堰	緑川	熊本市南区城南町	〃	〃	〃	丹生宮堰	〃	〃	〃	〃	丹生宮堰閉塞	島田堰	浜戸川	〃	〃	〃	自動転倒	木原・六田統合堰	〃	〃	〃	木原・六田統合管理組合	〃	合計		15箇所				<p>⑥重要水防施設一覧表【ダム・水門堰の部】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>河川名</th> <th>位置</th> <th>所管 振興局</th> <th>管理者</th> <th>操作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加勢川水門</td> <td>加勢川</td> <td>熊本市南区元三町4丁目</td> <td>熊本</td> <td>国文省熊本河川国道事務所</td> <td>緑川逆流閉塞</td> </tr> <tr> <td>新加勢川水門</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>気象注意報で解放(野田塚)</td> </tr> <tr> <td>中瀬田水門</td> <td>〃</td> <td>熊本市南区中瀬田</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>緑川逆水入給緑川側堰と同時に閉塞</td> </tr> <tr> <td>六間堰</td> <td>〃</td> <td>熊本市南区美登里町</td> <td>〃</td> <td>天明新川土地改良区理事長</td> <td>気象注意報で解放</td> </tr> <tr> <td>松の木堰</td> <td>天明新川</td> <td>熊本市南区美吉岡町</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>三本松堰</td> <td>白川</td> <td>熊本市南区上ノ郷1丁目</td> <td>〃</td> <td>三本松土地改良区理事長</td> <td>JR鹿児島本線白川橋上流</td> </tr> <tr> <td>十八口堰</td> <td>〃</td> <td>熊本市南区薄曇町</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>気象注意報で解放</td> </tr> <tr> <td>渡鹿堰</td> <td>〃</td> <td>熊本市中央区渡鹿6丁目</td> <td>〃</td> <td>渡鹿橋土地改良区理事長</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>石渡堰</td> <td>呼井川</td> <td>熊本市西区二本木1丁目</td> <td>〃</td> <td>石渡橋橋土地改良区理事長</td> <td>自動転倒</td> </tr> <tr> <td>杉島堰</td> <td>緑川</td> <td>熊本市南区富合町</td> <td>〃</td> <td>宇土八次土地改良区理事長</td> <td>水位30cm上昇につき自動閉塞</td> </tr> <tr> <td>桜江堰</td> <td>浜戸川</td> <td>熊本市南区富合町</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>気象注意報で解放、JR鹿児島本線浜戸川橋上流</td> </tr> <tr> <td>築地堰</td> <td>緑川</td> <td>熊本市南区城南町</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>丹生宮堰</td> <td>〃</td> <td>熊本市南区城南町</td> <td>〃</td> <td>宇土八次土地改良区理事長</td> <td>丹生宮堰閉塞</td> </tr> <tr> <td>島田堰</td> <td>浜戸川</td> <td>熊本市南区城南町</td> <td>〃</td> <td>緑川南部土地改良区理事長</td> <td>自動転倒</td> </tr> <tr> <td>木原・六田統合堰</td> <td>〃</td> <td>熊本市南区城南町</td> <td>〃</td> <td>木原・六田統合管理組合</td> <td>自動転倒</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>15箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	河川名	位置	所管 振興局	管理者	操作	加勢川水門	加勢川	熊本市南区元三町4丁目	熊本	国文省熊本河川国道事務所	緑川逆流閉塞	新加勢川水門	〃	〃	〃	〃	気象注意報で解放(野田塚)	中瀬田水門	〃	熊本市南区中瀬田	〃	〃	緑川逆水入給緑川側堰と同時に閉塞	六間堰	〃	熊本市南区美登里町	〃	天明新川土地改良区理事長	気象注意報で解放	松の木堰	天明新川	熊本市南区美吉岡町	〃	〃	〃	三本松堰	白川	熊本市南区上ノ郷1丁目	〃	三本松土地改良区理事長	JR鹿児島本線白川橋上流	十八口堰	〃	熊本市南区薄曇町	〃	〃	気象注意報で解放	渡鹿堰	〃	熊本市中央区渡鹿6丁目	〃	渡鹿橋土地改良区理事長	〃	石渡堰	呼井川	熊本市西区二本木1丁目	〃	石渡橋橋土地改良区理事長	自動転倒	杉島堰	緑川	熊本市南区富合町	〃	宇土八次土地改良区理事長	水位30cm上昇につき自動閉塞	桜江堰	浜戸川	熊本市南区富合町	〃	〃	気象注意報で解放、JR鹿児島本線浜戸川橋上流	築地堰	緑川	熊本市南区城南町	〃	〃	〃	丹生宮堰	〃	熊本市南区城南町	〃	宇土八次土地改良区理事長	丹生宮堰閉塞	島田堰	浜戸川	熊本市南区城南町	〃	緑川南部土地改良区理事長	自動転倒	木原・六田統合堰	〃	熊本市南区城南町	〃	木原・六田統合管理組合	自動転倒	合計		15箇所			
名称	河川名	地名	所管 振興局	管理者	操作																																																																																																																																																																																																																
加勢川水門	加勢川	熊本市南区元三町4丁目	熊本	国文省熊本河川国道事務所	緑川逆流閉塞																																																																																																																																																																																																																
新加勢川水門	〃	〃	〃	〃	気象注意報で解放(野田塚)																																																																																																																																																																																																																
中瀬田水門	〃	熊本市南区中瀬田	〃	〃	緑川逆水入給緑川側堰と同時に閉塞																																																																																																																																																																																																																
六間堰	〃	熊本市南区美登里町	〃	熊本市西岸土地改良区	気象注意報で解放																																																																																																																																																																																																																
松の木堰	天明新川	熊本市南区美吉岡町	〃	〃	〃																																																																																																																																																																																																																
三本松堰	白川	熊本市南区上ノ郷1丁目	〃	〃	JR鹿児島本線白川橋上流																																																																																																																																																																																																																
十八口堰	〃	熊本市南区薄曇2丁目	〃	〃	気象注意報で解放																																																																																																																																																																																																																
渡鹿堰	〃	熊本市中央区渡鹿6丁目	〃	渡鹿橋土地改良区	〃																																																																																																																																																																																																																
石渡堰	呼井川	熊本市西区二本木1丁目	〃	石渡橋橋土地改良区	自動転倒																																																																																																																																																																																																																
杉島堰	緑川	熊本市南区富合町	〃	熊本平野南部土地改良区	水位30cm上昇につき自動閉塞																																																																																																																																																																																																																
桜江堰	浜戸川	〃	〃	〃	気象注意報で解放、JR鹿児島本線浜戸川橋上流																																																																																																																																																																																																																
築地堰	緑川	熊本市南区城南町	〃	〃	〃																																																																																																																																																																																																																
丹生宮堰	〃	〃	〃	〃	丹生宮堰閉塞																																																																																																																																																																																																																
島田堰	浜戸川	〃	〃	〃	自動転倒																																																																																																																																																																																																																
木原・六田統合堰	〃	〃	〃	木原・六田統合管理組合	〃																																																																																																																																																																																																																
合計		15箇所																																																																																																																																																																																																																			
名称	河川名	位置	所管 振興局	管理者	操作																																																																																																																																																																																																																
加勢川水門	加勢川	熊本市南区元三町4丁目	熊本	国文省熊本河川国道事務所	緑川逆流閉塞																																																																																																																																																																																																																
新加勢川水門	〃	〃	〃	〃	気象注意報で解放(野田塚)																																																																																																																																																																																																																
中瀬田水門	〃	熊本市南区中瀬田	〃	〃	緑川逆水入給緑川側堰と同時に閉塞																																																																																																																																																																																																																
六間堰	〃	熊本市南区美登里町	〃	天明新川土地改良区理事長	気象注意報で解放																																																																																																																																																																																																																
松の木堰	天明新川	熊本市南区美吉岡町	〃	〃	〃																																																																																																																																																																																																																
三本松堰	白川	熊本市南区上ノ郷1丁目	〃	三本松土地改良区理事長	JR鹿児島本線白川橋上流																																																																																																																																																																																																																
十八口堰	〃	熊本市南区薄曇町	〃	〃	気象注意報で解放																																																																																																																																																																																																																
渡鹿堰	〃	熊本市中央区渡鹿6丁目	〃	渡鹿橋土地改良区理事長	〃																																																																																																																																																																																																																
石渡堰	呼井川	熊本市西区二本木1丁目	〃	石渡橋橋土地改良区理事長	自動転倒																																																																																																																																																																																																																
杉島堰	緑川	熊本市南区富合町	〃	宇土八次土地改良区理事長	水位30cm上昇につき自動閉塞																																																																																																																																																																																																																
桜江堰	浜戸川	熊本市南区富合町	〃	〃	気象注意報で解放、JR鹿児島本線浜戸川橋上流																																																																																																																																																																																																																
築地堰	緑川	熊本市南区城南町	〃	〃	〃																																																																																																																																																																																																																
丹生宮堰	〃	熊本市南区城南町	〃	宇土八次土地改良区理事長	丹生宮堰閉塞																																																																																																																																																																																																																
島田堰	浜戸川	熊本市南区城南町	〃	緑川南部土地改良区理事長	自動転倒																																																																																																																																																																																																																
木原・六田統合堰	〃	熊本市南区城南町	〃	木原・六田統合管理組合	自動転倒																																																																																																																																																																																																																
合計		15箇所																																																																																																																																																																																																																			
120	04 水防計画 【資料編】	-	-	-	-	68～69	修正	<p>※様式変更</p>																																																																																																																																																																																																													
121	04 水防計画 【資料編】	-	-	-	-	70～72	修正	<p>熊本県知事公室 防災推進課</p>	<p>熊本県知事公室 危機管理防災課</p>																																																																																																																																																																																																												